

太宰府市教育委員会と福岡女子短期大学との連携協力に関する協定書

太宰府市教育委員会と福岡女子短期大学は、相互の教育に関する資源や人材の有効活用による教育並びに研究活動の活性化を図るため、連携協力について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両者が組織的な連携協力のもと、文化、教育、学術の分野で相互に協力し、もって教育の充実・発展と人材育成及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力の内容)

第2条 両者は以下の事項について連携協力する。

- (1) 大学の教育・研究及び司書養成等の充実に関すること
- (2) 図書館実習に関すること
- (3) 両者の図書館間の協力、相互利用に関すること
- (4) 市民の読書活動推進に関すること
- (5) 小学校・中学校の教育の充実に関すること
- (6) その他両者が必要と認める事項

(推進体制)

第3条 両者は、相互理解を促進し、連携協力の具体的な推進を図るため、事務の窓口を置くこととする。

(有効期間)

第4条 この協定書の有効期間は、両者の代表が署名した日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了2か月前までに、両者から改定の申し出がないときは、1年ごとに更新するものとする。

(細目)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力する内容及び方法の細目については、両者が協議し、別に定める。

2 この協定に定める事項について疑義が生じた場合は、両者が協議し解決するものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保管する

令和 2年 3月 2日

太宰府市教育委員会 教育長

植田京子



福岡女子短期大学 学長

大浦隆陽

